平成２１年（フ）第１５５号
静岡県富士宮市北山370番地の１　２号、前住所静岡県富士宮市小泉1634番地の３　パル小泉マンション102号室、前々住所静岡県富士宮市北山5114番地の２、不動産登記簿上の住所静岡県富士宮市北山5114番地の１
破産者　藤田　　潤
１　決定年月日　平成22年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第３２９７号
名古屋市中区葵１丁目27番32号　カイフビル７階
破産者　株式会社メガウェーブ
１　決定年月日　平成22年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３０００号
大阪市北区西天満１丁目７番20号
破産者　株式会社Ｂｉｏｓ．Ｗａｔｅｒ
１　決定年月日　平成22年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８７８号
大阪市北区末広町３番21号
破産者　株式会社サザンコーポレーション
１　決定年月日　平成22年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８５号
札幌市東区北９条東12丁目３番11号
破産者　有限会社フローズ
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６号
北海道旭川市豊岡11条８丁目17番地の51
破産者　有限会社フジ住宅配管設備
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３９号
神奈川県茅ヶ崎市常盤町７番19号
破産者　有限会社湘南エリートプロモーション
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８号
川崎市高津区久末453番地１―507
破産者　合資会社メイプルハウス
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
川崎市川崎区日ノ出１丁目16番21号
破産者　東洋管鉄株式会社
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
埼玉県越谷市千間台西１丁目４番地４Ｔ・Ｋプレビオ２階
破産者　医療法人宏和会
１　決定年月日　平成22年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９５号
埼玉県朝霞市岡１丁目19番20号
破産者　株式会社サクセスホーム
１　決定年月日　平成22年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
鹿児島市星ヶ峯５丁目15番15号
破産者　海峯建設株式会社
１　決定年月日　平成22年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１４３０号
仙台市若林区６丁目字柳堀34番地
破産者　株式会社伊藤材木店
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７４３号
東京都板橋区東新町２丁目44―７
破産者　土橋　孝行
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０３８号
神奈川県横浜市栄区笠間４丁目９番１―701号
破産者　ＪＶコンテナー株式会社
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４３８号
東京都港区新橋３丁目２番２号
破産者　株式会社ダイニッセイ
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２８８号
東京都中央区日本橋浜町３丁目３番１―3302号
破産者　株式会社イシヅカ
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２８９号
福島県郡山市台新１丁目31―９―610、開始決定時の住所福島県郡山市大槻町字東阿良久90―17
破産者　石塚　新治
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２９０号
福島県郡山市台新１丁目31―９―610、開始決定時の住所福島県郡山市大槻町字東阿良久90―17
破産者　石塚　玲子
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０８６号
東京都世田谷区成城８丁目24―３―110
破産者　杉本　嘉生
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５７２号
埼玉県春日部市西八木崎３丁目５―10
破産者　笠原　正宣
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３９号
東京都練馬区光が丘２丁目８―１―706
破産者　戸邉志津枝
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部